

○鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例施行規則

平成15年3月28日規則第21号

改正

平成17年5月31日規則第15号

平成17年9月22日規則第56号

平成18年2月23日規則第3号

平成18年5月24日規則第36号

平成19年3月29日規則第24号

平成22年12月28日規則第48号

平成23年3月30日規則第22号

平成26年9月30日規則第34号

平成28年3月30日規則第30号

平成30年3月30日規則第11号

令和元年6月28日規則第5号

令和元年12月13日規則第28号

令和3年6月30日規則第35号

令和3年9月24日規則第39号

令和4年3月29日規則第16号

鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例施行規則

鴻巣市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則（昭和48年鴻巣市規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例（平成15年鴻巣市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第5号の社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(受給資格者の登録)

第3条 条例第4条第1項の規定により受給資格登録の申請（第5条第4項において「登録申請」という。）をしようとする保護者（以下「申請者」という。）は、こどもの医療費受給資格登録申請書（様式第1号。第5条第3項において「登録申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象のこどもの氏名が記載された医療保険の被保険者証、組合員証又は加入者証の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類の内容及び状況をあらかじめ確認できるときは、これらの書類の提出を省略することができる。

(却下通知)

第4条 市長は、条例第4条第2項の規定による審査の結果、不相当と認めたときは、こどもの医療費受給資格者登録申請却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(受給資格証の交付及び有効期間)

第5条 条例第4条第4項の規定による受給資格証の交付は、こどもの医療費受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）により行うものとする。

2 受給資格者が、受給者証を破損し、又は亡失した場合において、受給者証の再交付を受けようとするときは、こどもの医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

3 受給者証の有効期間は、登録申請書を提出した日（以下「申請日」という。）から、18歳に達する日以後の最初の3月31日又は受給資格者に該当しなくなった日のいずれか早い日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

(1) 出生、転入その他の事由で条例第2条に規定する対象のこどもとなった後、保護者が15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に登録申請をしたとき
対象のこどもとなった日

(2) 前号に掲げるもののほか、保護者が災害その他やむを得ない理由により登録申請をできなかった場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後、15日以内にその登録申請をしたとき
災害その他やむを得ない理由により当該登録申請をすることができなくなった日

(受給者証の提示)

第6条 受給資格者は、対象のこどもが医療を受けるときは、医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(支給の申請等)

第7条 条例第5条第1項に規定するこどもの医療費の支給の申請は、こどもの医療費支給申請書（様式第5号）により行うものとする。この場合において、医療機関等で発行された領収書等を添付する必要があるときは、負担した医療費の内訳が明らかであるものでなければならない。

2 条例第5条第2項に規定する医療機関等は、こどもの医療費請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（支給の決定）

第8条 市長は、前条の申請又は請求を受理したときは、その内容を審査し、当該申請等に係る支給の額を決定し、受給資格者又は医療機関等に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者又は医療機関等への通知は、こどもの医療費の払込みをもって通知に代えることができる。

（支給の時期）

第9条 市長は、第7条第1項の規定に基づき申請があったときは、速やかに前条の規定により決定したこどもの医療費を受給資格者に支給するものとする。この場合において、当該受給資格者の死亡等により受給資格者に支給することができないときは、市長が定める者に支給するものとする。

2 市長は、第7条第2項に規定する請求があったときは、市長が別に定める期間内に前条の規定により決定したこどもの医療費を医療機関等に支払うものとする。

（支払事務の委託等）

第10条 市長は、条例第5条第2項の規定により現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等に支払う額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、第7条第2項の規定は、適用しない。

（異動の届出）

第11条 条例第6条に規定する異動の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 受給資格者又は対象のこどもの死亡
- (2) 受給資格者又は対象のこどもの氏名又は住所の変更

- (3) 対象のこどもに係る医療保険の種別、内容その他の変更
- (4) 受給資格者又は対象のこどもとしての要件の変更又は消滅
- (5) こどもの医療費の支給を受ける振込先の変更

2 前項の届出は、こどもの医療費受給資格内容変更（消滅）届（様式第7号）により行うものとする。

（受給資格の喪失）

第12条 市長は、対象のこども又は受給資格者が条例第2条に規定する要件に該当しなくなった場合は、こどもの医療費受給資格喪失通知書（様式第8号）により受給資格者に通知するものとする。ただし、対象のこども又は受給資格者が死亡したときは、この限りでない。

2 受給資格者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（支給金の返還）

第13条 条例第7条の規定によるこどもの医療費の返還は、こどもの医療費支給金返還通知書（様式第9号）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の鴻巣市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則第4条第1項の規定により交付された受給資格証は、第5条第1項の受給資格証とみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置）

- 4 吹上町及び川里町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、吹上町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則（昭和56年吹上町規則第6号）、川里町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則（昭和48年川里村規則第10号）又は川里町子育て支援児童医療費の支給に関する条例施行規則（平成13年川里村規則第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 旧吹上町又は旧川里町において編入日前に交付された受給者証については、この規則の規定にかかわらず、平成18年3月31日まで使用できるものとする。

附 則（平成17年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第56号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成22年規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、様式第5号及び第6号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年6月28日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年12月13日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年6月30日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(鴻巣市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

3 鴻巣市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年鴻巣市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例施行規則(平成15年鴻巣市規則第21号)の項を削る。

附 則(令和3年9月24日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年3月29日規則第16号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。